

宗教法人規則制度の方向について

松 本 保 三

(創価大学)

一、与えられた時間が少しでございますので、私の課題は、宗教法人規則制定の方向についてという課題ですすめたいと思います。当初、この問題について考えました時に大変な、いろいろな問題を含んでいるということで、ここで報告することを躊躇した訳でございますけれど、一応別紙(後記掲載分)にもとづき報告させていただくことにしました。

宗教法人の規則というものをどういうように整備していったらいいかということでございますけど、ここで第一番めに述べております宗教法人規則の性格(別紙一)から判断しなくてはいけない。そして宗教法人ということになればいろいろな宗教法人がある訳でございますして、寺院もそうでございますし、キリスト教のような教団も宗教法人でございます。そして文化団体、収容団体のような中でも、あるいは宗教法人というような団体的な色彩のあるものがございます。そしてまた寺院の中でもいわゆる包括法人のような場合と被包括法人の場合、こういうような場合にもいろいろ規則についての制定の方向は、立場によって考えなければいけないと思います。しかしあまりにも広くこ

で発表することは、時間の余裕も私の能力の限りでもありませんので、ここでは主として寺院の規則ということで制定の方向をどうあるべきかということを考えた訳です。そしてその寺院規則も包括法人のような場合の規則と被包括法人の場合の規則というようなことも二つに分けて方向を考えなくてはならないのではないかと思う。そして特にどういう方面について規則というものを完全に作るというのか、完全に解釈できるというようにその法の目的とするところを認識しようとすることは非常に難しいことでありますけれど、さしあたってどういうところが今後のあり方、注意すべき点ではなかるうかということも二、三の点だけあげてみよう。そういうことで寺院規則ということに焦点を置きましてお許しを願いたいと思います。

さて、宗教法人とは何かということですが、本質的なものから考えてきますと規則というものに非常に難しく思う訳ですが、さしあたって一般論として人的組織と物的組織ということに分けられるのではなかるうかと。寺院規則制定の骨子からみるとまず第一番めに宗教法人の教義、儀式こういうものについての定めが設けられていて、第二番めにそしてその宗教団体、いわゆる寺院のどのような職能を持っているか定められるべきであるし、また第三番めに任職という言葉でひっくりめられるかも知りませんが、門主とか管長とかというものの宗教上の代表者の地位ということも一つ必ず定められねばならない事項ではなかるうかと思えます。第四番めに一般の代表役員、あるいは、代表役員を兼ねている場合には、三、四(別紙三、四)の場合が一つになる訳でございます。第五番めに宗制による組織これは本来の關係はどうなっているか、あるいは信者との關係はどうなっているかということも本来の法人の内部組織として決められるべき事柄であらうかと思えます。この宗教法人というものの本質から言えば、まことにこれだけで足るか疑問でございますけれどもその内部に細部にわたって考えますと人的組織というものともう一つ考えなければならぬのは、物的組織であらうかと思えます。第三番(別紙三)めにあげました財政的な方面のことについての寺院規

則というものもあげられるべきかと思う訳であります。ここで述べるべき財政というのは、その法人の宗教活動に伴うということが主としての目的による規則であろうと思う訳ですが、これについては、いろいろの事業がございませう。本来の宗教活動に伴うところの物的施設というのは、いわゆる本堂とか庫裏とかあるいは祭祀具を維持保存するところの施設とかそういうものの保存、管理、運営ということも決められるべきかと思われませう。しかし最近の寺院、あるいはそれに関する法人の事業活動を考えてみますと非常に広汎にわたっていることが見られる訳でございませう。宗教集団の財政的方面については（会計方面にも）諸説が考えられているのですが、さしあたって宗教活動そのものに伴う収入というものが第一番めに考えられる訳であります。それ以外の財産収入、いわゆる財産収入をどういふころの宗教法人、寺院の所有財産から生ずるところの収入というものがあつて、そういう財産収入をどういふようにして収入のあり方を維持し、また管理するかということも第二番めに考えられなくてはならないと。第三番めに財政的方面で考えられなくてはならないのは、その宗教事業そのものの収入というものが考えられる。ここにもとへもどる訳ですが、宗教法人というものが本来は公益法人であるという前提をとるならばいろいろの問題があります。（中間法人であるという考え方もございませう。）さしあたって主たる性格が公益法人であるという建て前でありますから、宗教事業という経営についての収入というのはこれが中心になってくるものであろうかと思ひます。それに付随するところの三（別紙三）の収入の収益事業というものが考えられる訳です。収益事業には文化団体だとか、あるいは学校経営とか幼稚園とか、そういう収益的なものが、すべて法人の事業活動の支えになつてゐるのではなからうかと思ひます。法人によつてこの中に社会福祉事業というものを経営し運営していくところも考えられる訳です。それを福祉、慈善事業としてあげてみたい訳です。そしてその主たるものは宗教法人自体の目的でその収益事業を行うということをつつまで宗教の目的とともに忘れないということが、規則制定の根本におかれていなくてはならない

ということである。本末転倒するということではいけない。本来の公益法人たる立場から見れば公益目的を逸脱して私利に走るといふようなことにもなりかねないところいうように思う訳です。第五番(別紙五)の本末関係から言えば被包括寺院に多いのでございますけれど、家族的な労働力というものの収入、労働力代価(と会計学上言われていますが、)これもやはり宗教活動の側面を大きく支えている場合がある訳です。たとえば末寺の住職が学校の教員になって主たる寺院の活動の支えにしていると。あるいはまたその家族が福祉事業に働いて、その収入の一部分を、やはり寺院のものに活用し、そしてそれがひいては大きな宗教活動の支えになっていると考えられることと思う訳であります。こういうものと本来の財産というものと意義、その発展ということについて、いろいろな保管、管理というものが出てくるかと思う訳であります。そういう労働力代価というものが末寺関係の寺院規則について制定されるべきであり、またこういうことを規定しなければ、宗教法人としての法人税対策というものが非常に誤解を生じるということになるかと思う訳です。ここに挙げました税法上の収益について法人税法第二条の十三号にあげておりますが、これは主として、同施行法令の第五条にその趣旨が定められております。これらによつての課税決定が宗教法人にもあてはまるということでございます。あまり逸脱すると、それ自身が個人の労働力の代価になり、ただ宗教活動以外の収益事業営業としての営業税というふうにみなされるような場合がなきにしもあらずだと思つてはなりません。こういふ本来の宗教法人の公益性というものについて定められるべきところの規則が寺院規則にやはりもられるべきではなからうかと思つてはなりません。私は逐一全部包括法人の寺院規則について統計的にあたつたものではありませんけど、(本来の宗教法人規則のサンプルとしてあげられているものの二、三の例を参考に見ましたが)、この財政的方面についての規則関係が非常にあいまいな点が多いと、特に収益事業については別項目で規則として、これは宗教活動に引きあてらるんだということを目的にして収益事業を行なうということ規則に明示しなければ(付帯事業のようになるのでは

なからうかと)、いけないところというふうに思う。宗教法人の財政的方面について税法上の考えも合わせますと、現状の規則はあまりにも簡単にしすぎているのではなからうかと思うのです。さしあたって今日、お話し申し上げたいと思うのは、以上の収益事業と人的組織の点です。宗教法人の内部組織、人的組織ということになりますと、包括法人を中心に考えますと、つぎのようになります。

二、(別紙二)にあげましたように門主、管長、あるいは法主等の制度というものが、どこでも厳然として明示し、それが組織維持というものの中心になっている訳です。ところが近代的な大宗教法人なりますと、右制度と併存して別に議決機関、執行機関と、代表役員というものが定められてきている。またはそれについての司法機関的な監正機関とか、監査機関とか審決機関とか、そういった意味での司法機関的な制度を考えているところを見うける訳です。これは實際上、管長、門主、法主というだけの方が代表役員にしているところもある。この一本立ちのところを管長制という名称で呼ぶ。近代的法人組織と同じような建て前で管長と併存して他に、代表者を定めるならば法人機関併存制とも呼べるんじゃないかと思う(別紙二参照)。さしあたって、これと第四番(別紙四)めにあげましたところの宗教法人の住職ということで申し上げるならば、住職などの役職方面と、そして代表者という面と一本になっているということについては将来、法人機関併存制採用へと考慮すべきだと思う。規則制定の方向は正確に宗教法人を守るといふ制定の方向へおもむかなければいけないのではなからうかと思う訳です。本来の管長制というのは、法人組織には、前近代的な制度であるから法人機関併存性というものに切り換えるべきであるという意見も有力に出しております。私もそういうような方向に行くのが正しいのではないかと思う。宗教学会で前回もこういうことが、有力説として出ておりましたもので私は非常に感銘深くしています。次に第四番めでございます。

第四番め(別紙四)に書いておきましたように、宗教法人の中で一番教義の宣布、維持は、包括法人にとって、永久

に権威的で、崇高なものであると考えられます。またそれを維持する方向はだれも疑いのないものである。管長の立場にある人が訴訟法の当事者の代表者となるのは不適當である。管長とか主管者に対し証言を求めることが宗教上不適當である。非常に管長制は宗教の権威というものの立場から支持してきたもので同時に刑事訴訟法でも教義の鑑定には拒否があり註①、長い間の歴史からこの趣旨の規定が設けられたのではなからうかと思う訳でございます。従って、こういうような管長制というものが今でも厳然として残っている宗教、いわゆる包括法人の宗派がありまして、大きく分けると十三宗五十六派。十三宗という大きな包括関係の住職、いわゆる御門主とか主管者とかいうものがあり大変な宗教教義に関する法脈維持ということになっておりまして、またそういう崇高な唯一、一人の維持者に対するものがその宗教の代表者であると同時にまた法人の代表者にならずにはいけないという従来^レの慣例が宗教法人の中に流れているように思う訳であります。逐次、最近はいろいろな事件が生じ、いろいろ実務家中より意見があり法人機関併存性というふうに切り換えられてきた。包括法人の財政的方面についての争いは、その執事長とか、別に定める代表者というものが民事訴訟上の代表者になり、あるいは商取引の交渉のおもてになり、会計の支払担当代表者の責任、支払担当として小切手、手形の取引の代表者になる。しかし、これに反して末だ依然として宗教法人の大きな教義の宣布と法脈の維持、儀式、宗教行事と密接な関係で財政的方面とともに代表者が一致しているところがある。唯一、一人にするのが当然だという考え方が、残っているように思う訳であります。

三、もう一つの問題に入る訳ですが、宗教法人の争いの中でただちに教義、あるいは住職の地位そのものではなくにその教団の末端である寺院と大教団と対立となったためにその出先機関の代表者、末寺代表者というものが、宗教方面の施設の一部発展的な処分をするとかそういうことをすることによって本末関係、あるいは末寺同志の関係について争いが起こる時にどう処置あるべきなのかということを私は考えなければいけないのではないかと思う訳であります。

す。アメリカでは最近、この宗教事項について（アメリカ合衆国の連邦最高裁判所では一九七六年の六月にその財産方面について）の財産管理をめぐる争いがありまして、アメリカ合衆国の最高裁判所で審理されることになった有名な判例でございます。ディオニッシュという司教がセルビア東邦教会の命令に反して管理、運用をしたということで教会より解任された事件がありまして、そこで、いろいろ控訴、上告した上で最終的にセルビア東邦教会とディオニッシュという司教との関係については、教会の中での裁定が、すでに懲戒をやっている限り裁判所は介入はしない。さらに懲戒組織、その組織に基づいてなされた諸紛争が宗教教義に立ち入ってそれらの解決に当ることはしないんだということで、裁判所の謙抑的な判断が下されたものであり、これは一九七五年の判例である。メリーランド及びバージニア教会の事件（一九七〇年）に次ぐものである。教会教義の判断を裁判所が判断しないと最近判決を出した訳でございます。これから後にもこの趣旨の判例が出ることであろうがこの程度で紹介は終らせていただきますが、上級の監制機関とか審議機関が審議する場合には必ずそこにも宗教教義の逸脱というものについて争いが、まま財産管理と密接になってあらわれる事案が非常に多いように思います。ただ私は、ここで、裁判所は介入をゆるさないという謙抑的な判断を表明しておりますが、このヨーロッパ、アメリカのような大きな集団組織になりますと、宗教總會、並びに宗教教義の審判について専門的な施設がある訳でございます。教会についての支配機関であるところの当該の宗教慣行について解釈し審決するところの宗務總會というものがありません。これについて非常に専門家でもあります、また第三者的な審判員というものが入ってきて、そしてそれを公平に審判し、そして公平に裁決するとそういうものがある上に、宗教内の紛争について保証があるように思われる訳であります。そういうような長い間の宗教内の争いについては、宗教裁判という名に残っているかどうかは別にいたしまして、伝統的な準司法機関というものが、ヨーロッパ並びにそれにならうところの北米にもできあがっているということが大きな一つの裁判所不介入という理論

ができてきているのではなからうかと思う訳であります。ここにあげました資料の一番めに、最近の創価学会の『板
 まんだらの事件』註④でございませけれど、同じような趣旨で裁判所不介入という宣言をいたしましたけれども、これ
 だけに裁判所が判断を下す以上に私は準司法機関的なものを設置ということが、宗・教・規・則、寺・院・規・則の中にも積極的
 にもられるべきではないかというふうに思う訳であります。これは難しいから許されないのだと、これは素人にはで
 きないんだということだけでは、ただちに保証というものができない。私は、他の国の長い間の伝統の準司法機関と
 合わせてこの寺院規則も監査機関を設置してはじめて裁判所の不介入というものが保証されるのではなからうかと思
 う。こういうふうになければ、いろいろなニュアンスのある紛争の保証ができない。ちょっとここで詳しく、時間
 がございませぬので、資料の第三番めにあげました点ですが、住職というものが問題になっている場合でもやはり宗
 教的要素もある程度関係ありうる場合には、その点についても財産関係の争いと結びつけられるような時には、代表
 者の行為である限りはこれにつき判断しなければいけないのではないかと思う。裁判所は裁判所の社会に対する秩序
 というものについて責任感を感じて審判をしようという傾向になりやすくなるのではないかと。そういう意味で私は、
 長い間の伝統というものが裁判所のオールマイティーというものの、それぞれがすべてのバックボーンとなり、秩序維
 持になっている。しかしおおいおいと宗教行事について不干涉謙抑主義という傾向には、準司法機関が宗教法規則に
 制定され紛争解決の保証をすることになり審理の公平さというものを堂々と定められるべき制定があるかと思う訳
 であります。もう少し、米国判例の動向の内容につき検討発表したく思いましたけれど時間もございませぬので後日
 の発表に譲ることとしてこの辺で終わらせていただきます。

宗教法人規則制定の方向

一、宗教法人規則の性格（主として寺院規則の性格）について

宗教法人を規範（規則）の方からみると多くの教団では人的組織と、教義、儀式または、物的施設の利用、処分について規定する。これらの規則は①宗教法人の教義、儀式、②その宗教団体の職能、③主管者、法主、門主、管長、代表者の地位、④その他の役員の地位、⑤宗制による組織（包括関係、本末関係、住職の資格と選任資格の得喪、信者の資格得喪）に分けられる。

二、宗教団体の内部組織

包括的宗教団体の内部組織は①門主、管長、法主等の制度と②右制度の併存の地位にある法人の議決機関、執行機関、監正機関）等を設置するものがある。

三、前者が管長制とよぶと、後者は法人機関併存制とよぶことができる。

宗教法人（宗教団体）の財政的方面について

財政は、本来の宗教活動に伴う経済的收入と一般関連事業収入（収益事業）、労働的收入等がある。（税法上の収益については法人税法第二条一三号、同法施行令第五条に業種が定められる。）

四、宗教法人（宗教団体）の住職、主管者、門主、管長、法主などの役職的方面について

宗教団体の人的要素たる住職、主管者は各宗派によって異なる。これは教義の宣布、法脈維持と儀式、宗教行事執行等を行う中心者で、その法人において最高の地位を有する。

（民訴二八一、刑訴一四九―証言拒否権、刑訴一七一―鑑定拒否、同一〇五一―押収拒絶、刑訴規則九三）

兵包括宗教団体(包括法人)の要職者

単立寺院を多数含む包括法人の要職者は主として最高の宗派における権威をもっているがため、財政的方面につき、その職責を遂行するにはこれに併存する法人機関の執行機関としての責任役員を別途、定めることを方向づけるべきである。

六判例

(1) 教義上の争いと裁判について

(最高裁 昭五五・一・一一 判決)

(同 昭五六・四・七 同)

(2) 主管者と任職との関係について

(最高裁 昭四四・七・一〇 判決)

(3) 任職と代表役員と同一人の場合について

(東京高裁 昭五一・一一・二九)

註(1) 刑事訴訟法一四九条、別紙四参照

註(2) 最高裁、昭和五六・四・七判決、創価学会板まんだら事件、宗教教義事項については裁判所は判決できないとして却下した。別紙六(1)参照。